

議案第15号

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業施行規程及び坂戸都市計画事業
若葉駅西口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業施行規程（平成元年条例第20号）及び
坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業施行規程（平成8年条例第7号）の一
部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

清算金の分割徴収における利子の利率及び徴収期限を定める等したいので、この案
を提出するものである。

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業施行規程及び坂戸都市計画事業
若葉駅西口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

第1条 坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業施行規程(平成元年条例第20号)
の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「別表第5甲2」を「別表第4甲2」に改める。

第24条第1項中「法第103条第1項の規定による換地処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して2週間以内に」を削り、同条第9項を同条第11項とし、同条第6項から同条第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第1項及び第2項の規定により分割徴収する清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付金利のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される金利と同一の利率（当該利率が同日における法定利率を超える場合においては、法定利率）以内とし、市長が別に定める。

- (1) 償還方法 元利均等半年賦償還
- (2) 償還期間 5年以内
- (3) 据置期間 なし
- (4) 金利方式 固定金利方式

第24条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に定める区分により清算金を分割徴収することが困難であると認めるときは、10年以内において市長が定める期限及び回数により清算金を分割徴収することができる。

第2条 坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業施行規程（平成8年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「別表第5甲2」を「別表第4甲2」に改める。

第24条第1項中「法第103条第1項の規定による換地処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して2週間以内に」を削り、同条第9項を同条第11項とし、同条第6項から同条第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第1項及び第2項の規定により分割徴収する清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付金利のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される金利と同一の利率（当該利率が同日における法定利率を超える場合においては、法定利率）以内とし、市長が別に定める。

(1) 償還方法 元利均等半年賦償還

(2) 償還期間 5年以内

(3) 据置期間 なし

(4) 金利方式 固定金利方式

第24条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に定める区分により清算金を分割徴収することが困難であると認めるときは、10年以内において市長が定める期限及び回数により清算金を分割徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。